

# 短期入所サービス利用の留意事項

短期入所サービスは、要介護者の在宅生活を維持する観点から、連続した利用は30日までと制限されています。また、介護支援専門員は、居宅サービス計画において短期入所サービスを位置付ける場合にあっては、利用日数が要介護認定等の有効期間全体のおおむね半数を超えないようにしなければならないとされています。

しかし、機械的な適用を求めるものではなく、利用者の心身の状況及び本人、家族等の意向に照らし、サービスの利用が特に必要と認められる場合においては、これを上回る日数の短期入所サービスを位置付けることも可能であるとされています。

## 「特に必要と認められる場合」について

連続30日を超える利用（例）

- ・ 介護者の病気等で、一定期間介護者が不在になるが、状況回復により自宅に戻る場合
- ・ 入所、入居日等が決定しているが、短期間の待機があり、なおかつ自宅に戻ることが不可能な場合

有効期間の半数を超える利用（例）

- ・ 調整しながら利用していたが、結果的に半数を超過してしまう理由があった場合（入退院等で環境の調整が必要だった場合等）

苫前町では、連続30日を超えて自己負担で利用する場合や、認定期間の半数を超えて利用する場合には、**介護給付の適正化の観点から、特に必要である理由を申し出ていただくこと**にしています。必要な書類は以下のとおりです。

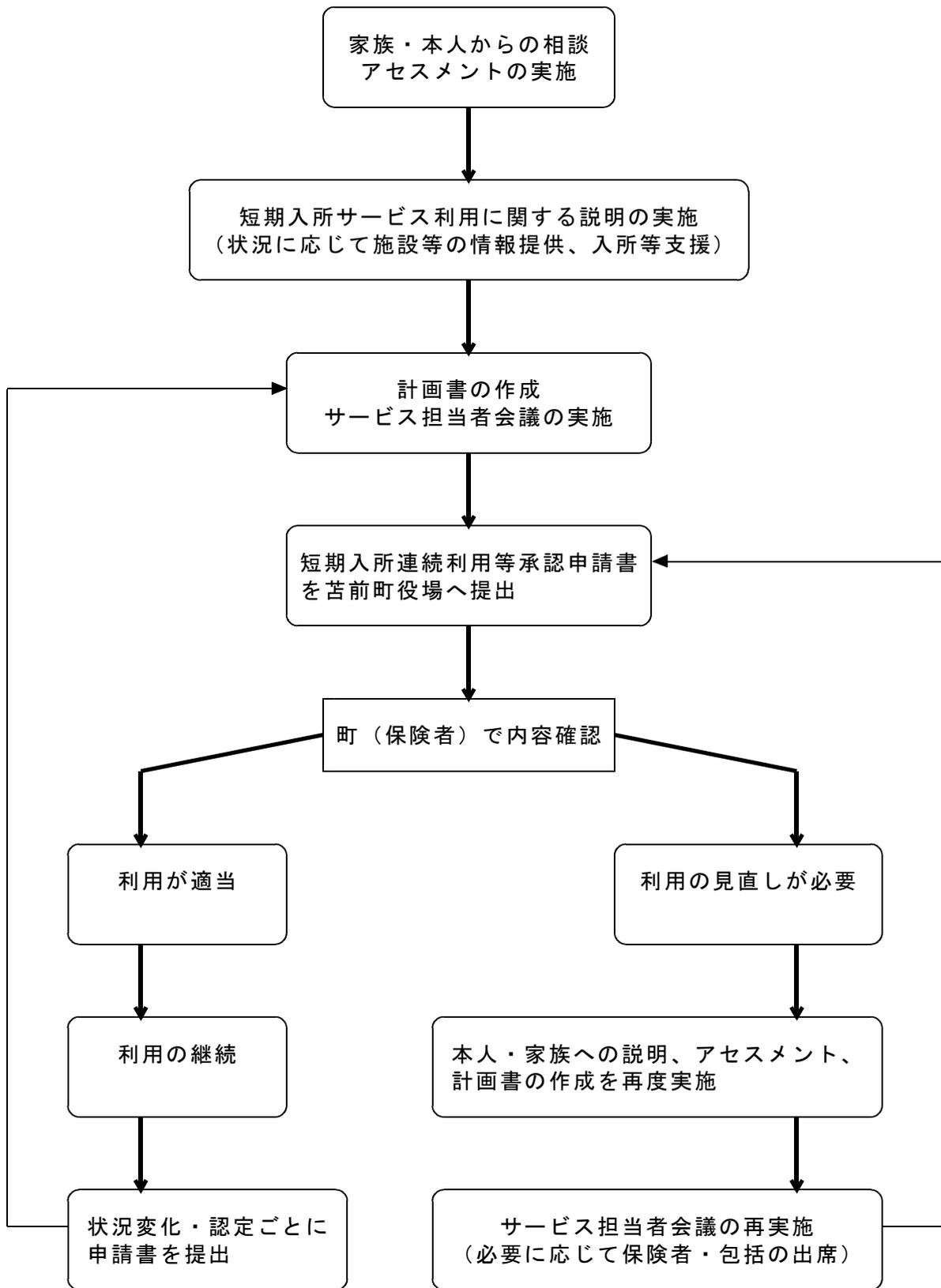
- ・ 短期入所連続利用等承認申請書
  - ・ 基本情報
  - ・ アセスメント
  - ・ 居宅サービス計画書（第1～3表）
  - ・ サービス担当者会議の要点
- ） 又は介護予防サービス・支援計画書

（連続利用又は半数を超えて利用することについての内容が記載されているもの）

具体的な流れについては、「短期入所連続利用等承認申請書提出の流れ」を参考にしてください。

- \* 家族への対応や環境調整が難しい事例や支援の方向性で助言が必要な場合などは、苫前町地域包括支援センターに相談し、支援を受けることができます。状況によって、同行訪問やサービス担当者会議の出席も可能です。
- \* 苫前町地域包括支援センターへの相談や苫前町役場への書類提出によって、利用が確定するものではないことにご留意ください。

# 短期入所連続利用等承認申請書提出の流れ





## 【参考】「短期入所の利用日数が要介護認定期間の半数を超えない」について

介護支援専門員は、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、短期入所サービスを利用する日数が要介護認定等の有効期間のおおむね半数を超えないように注意してください。

※ このルールは、あくまでも介護支援専門員がケアプランを作成する場合に適用されるものなので、自己作成のケアプランには、適用されません。

### ○全額利用者負担の利用日数と要介護認定期間の半数の基準について

- ① 区分支給限度額を超えて全額利用者負担で利用した実績がある場合は、支給限度額相当分について要介護認定期間の半数の基準に含めます。

計算式は、下記のとおりです。

【計算式】（小数点以下切捨て）

$$\frac{A : (\text{短期入所サービスの区分支給限度基準内の単位数})}{B : (\text{短期入所の総単位数})} \times C : (\text{短期入所の総利用日数})$$

（例）要介護2（19,705単位）の対象者が通所介護を4回（786単位×4）と短期入所生活介護を支給限度額を超え26日（695単位×26）利用した場合

A：短期入所サービスの区分支給限度基準内の単位数

支給限度額から通所介護の単位を除いた分を目一杯短期入所の単位にあてるので

$$\rightarrow 19,705\text{単位} - (786\text{単位} \times 4) = \underline{16,561\text{単位}}$$

B：短期入所の総単位数 →  $695\text{単位} \times 26 = \underline{18,070\text{単位}}$

C：短期入所の総利用日数 → 26日

$$\text{式} \quad \frac{A : 16,561\text{単位}}{B : 18,070\text{単位}} \times C : 26\text{日} = 23.828 \rightarrow \underline{23\text{日}}$$

23日間を認定期間の  
半数の基準に含める

- ② 連続30日を超えて全額利用者負担で利用した短期入所の日数は、要介護認定期間の半数の基準には含まれません。

苫前町保健福祉課福祉係  
電話 0164-64-2215